

SHK7001-1971

社会保障研究所の概要

1971年

社会保障研究所

東京都千代田区霞が関3-3-4 (〒100)
(社会事業会館内)
電話 03 (580) 2511~3

も く じ

設 立 の 趣 旨	… 1
設 立 お よ び こ れ ま だ の 経 過	… 2
機 構	… 6
昭 和 46 年 度 事 業 計 画 お よ び 予 算	… 8
昭 和 46 年 度 研 究 プ ロ ジ ェ ク ト	… 12
刊 行 物	… 20
昭 和 45 年 度 研 究 事 業 日 誌	… 24
社 会 保 障 研 究 所 法	… 31
役 員 ・ 顧 問 ・ 参 与 ・ 職 員 名 簿	… 42

設立の趣旨

わが国の社会保障制度は、近年かなりの発展をとげ、いわゆる国民皆保険および国民皆年金の体制も一応整いました。一歩その内容にたち入ってみると、いざんとして各種の制度の間には著るしいアンバランスがみられるばかりでなく、経済の成長や地域開発の進展あるいは人口構造の変化などに対して、社会保障の分野においてもこれに対処すべき新しい課題がたつぎと加わっており、社会保障の問題については、基礎的総合的な観点から抜本的に検討を加えなければならぬといわれています。

しかしながら、これまでわが国の社会保障を基礎的総合的な立場から研究する組織的な体制にはほとんどみらるべきものがなく、その立ちおくれが有識者から指摘されてきたのであります。すでに社会保障制度審議会においても1962年「社会保障制度の総合調整に関する基本方針」についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告」において、この種の調査研究機関の設置を強く要請してまいりました。

1965年1月、社会保障研究所はこのような事情のなかで、ひろく経済、財政、社会、人口問題、法制等の面から、社会保障全般についての基礎的総合的な調査研究を行なうことを目的とする特殊法人として設立されたのであります。

設立およびこれまでの経過

- 昭和39. 2. 18 社会保障研究所法案国会提出（付託）
6. 26 法案成立
7. 7 社会保障研究所公布施行（法律第156号）
11. 24 社会保障研究所長たるべき者として一橋大学教授山田雄三が大臣指名を受け、また設立委員として社会保障制度審議会会長大内兵衛ほか7名が任じられた。
12. 17 社会保障研究所設立委員会を開催し、社会保障研究所定款等を決定した。
12. 21 社会保障研究所監事たるべき者として慶応義塾大学教授寺尾琢磨が大内指名を受けた。
- 昭和40. 1. 11 社会保障研究所の設立登記を完了した。
1. 11 社会保障研究所の役員として次の者が発令された。（括弧内は現職）
- ◎理事 塩野谷九十九（名古屋大学教授）
 - ◎顧問 大内兵衛（東京大学名誉教授）
東畑精一（アジア経済研究所長）長沼弘毅（国際ラジオ・テレビセンター会長）
 - ◎参与 馬場啓之助（一橋大学教授）福武直（東京大学教授）館 稔（厚生省人口問題研究所長）
1. 12 社会保障研究所の開所式を行ない、業務を開始した。
1. 26 合同研究会準備会としてヒヤリングが開始された。
2. 1 社会保障研究所の開所披露宴を目黒迎賓館において開催
3. 4 社会保障研究所常務理事として木村又雄（社会福祉事業振興会常務理事）が発令された。

6. 1 研究課題ごとに設けられた5つの部門別研究会と、政策研究を中心とした合同研究会が発足した。
6. 25 「季刊社会保障研究」創刊号を発刊した。
7. 26 シンポジウム「社会保障とは何ぞや」開催（7.26～27）
11. 10 I S S A 文獻委員会が発足した。
11. 15 第1回社会保障研究所基礎講座—社会開発セミナー開催（11.15～18）
- 昭和41. 2. 11 社会保障研究所設立1周年記念講演会およびパネラーを帝国ホテルにおいて開催、講演内容「福祉開発の意義と条件」講演者磯山政道
4. 1 昭和41年度の新研究プロジェクトのもとに、部門別研究会を従来の5研究会から6研究会に、合同研究会を政策研究会に改め、トビックス的な問題を取りあげることとなった。
5. 15 常務理事木村又雄の辞職が発令された。
6. 2 常務理事として河角泰助（社会保障制度審議会事務局長）が発令された。
7. 8 第1回社会保障教室開講（7.8～9.22）
7. 18 シンポジウム「社会保障の体系化」開催（7.18～19）
10. 12 第2回社会保障研究所基礎講座—社会開発セミナー開催（10.12～15）
- 昭和42. 3. 31 昭和41年度個人研究発表会の開催
6. 27 昭和41年度公開研究発表会の開催
9. 16 山田所長が各国の社会保障制度調査のため渡欧した。（9.16～10.16）
10. 30 第3回社会保障研究所基礎講座—社会開発と社会保

11. 1	昭セミナー開催(10.30~11.2) 社会保障研究所顧問として今井一男(共済組合会長)が発令された。	10.27	第5回社会保障研究所基礎講座一地域開発と社会保障セミナー開催(10.27~30)
昭和43. 2. 1	「海外社会保障情報」創刊号を発刊した。	10.24	第2回公開研究会座談会開催、テーマ「イギリス年金白書と新しい国際動向について」
2.10	社会保障研究所創立3周年記念シンポジウムを弘済会館において開催、テーマ「社会保障と労働」「社会保障と経済」「社会保障の拠出と給付」	昭和45. 2. 7	第3回社会保障研究所シンポジウムを弘済会館にて開催、テーマ「社会保障における計画的視点」「医療保障の体系化」
3. 1	総務部長加地夏雄の辞職が発令された。	6. 2	第3回公開研究会座談会開催、テーマ「新経済社会発展計画と社会保障」
3. 2	総務部長として木代一男(公害防止事業団総務部長より)が発令された。	8.11	第4回公開研究会座談会開催、テーマ「欧米諸国における公的扶助の動向」
3.19	山田所長が日米文化教育事業委員会の日本側代表として渡米した。(3.19~25)	10.19	第6回社会保障研究所基礎講座一社会開発と社会保障セミナー開催(10.19~22)
4.14	平石研究員が欧米の社会保障研究のため渡米した。(4.14~5.24)	昭和46. 2. 8	第4回社会保障研究所シンポジウムを弘済会館にて開催、テーマ「経済福祉と社会福祉」「社会福祉における公私問題」
5.28	昭和43年度公開研究会発表会の開催		
10.28	第4回社会保障研究所基礎講座一地域開発と社会保障セミナー開催(10.28~31)		
昭和44. 1.11	山田所長および寺尾監事が再任された。		
2. 7	第2回社会保障研究所シンポジウムを弘済会館において開催、テーマ「政治体制と社会保障」「法秩序における社会保障」「社会保険と社会サービス」		
6. 3	昭和44年度公開研究会発表会の開催		
8.12	総務部長木代一男の辞職が発令され、新たに総務部長として福田芳助(総理府社会保険制度審議世事務局長)が発令された。		
8.15	第1回公開研究会座談会開催、テーマ「老後保障の方向をめぐって一英・米・デンマークにおける老人の実態と関連して一」		

機 構

機 構 図

役員等 所長、理事、監事 本研究所の役員は、所長、理事および監事である。所長および監事は、厚生大臣が任命し、理事は厚生大臣の認可を受けて所長が任命する。

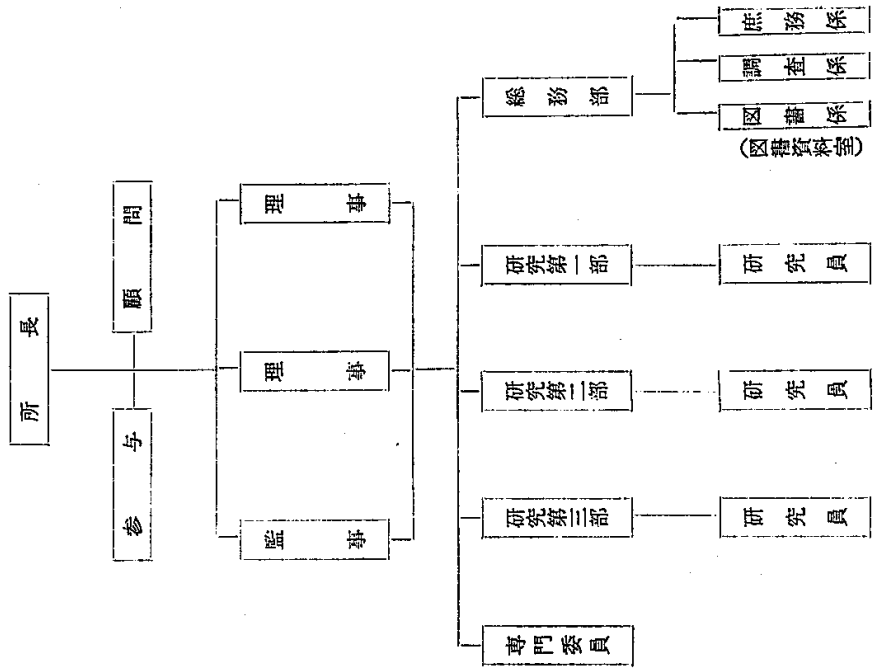
顧問 顧問は、所長の諮問に応じ、本研究所の業務の運営に関する重要事項を審議し、所長に意見を述べるとする。顧問は、厚生大臣の認可を受けて所長が委嘱する。

参与 参与は、所長の諮問に応じ、本研究所の業務の運営に関する事項を審議し、所長に意見を述べる。参与は学識経験を有する者のうちから、厚生大臣の認可を受けて所長が委嘱する。

職員 専門委員 専門委員は、所長の命を受けて調査研究の企画および調整に参画し、または専門的な調査研究を行なう。

研究員 研究員 それぞれ経済学、社会学、社会政策等の専門学者として、社会保障に関する制度、経済、社会等の面からの分析研究を行なう。

事務職員 研究所の庶務、人事、会計、会議等の事務を処理するとともに、図書資料の管理事務を行なう。



昭和46年度事業計画および予算

○ 昭和46年度事業計画

社会保障研究所は、社会保障研究所法に規定する目的を達成するため、昭和46年度事業として次の事業を行なうが、研究所事業費の総額は、17,487,000円であり、全額国庫補助金を予定している。

I 社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究

本年度は、過去6か年の研究成果の上に立って、社会保障に関する多面的な研究をさらに促進する。すなわち、社会計画の立場から、社会保障の理論的・応用的研究、社会保障水準の統計的・実証的研究および諸外国における社会保障の研究の3つの研究共通テーマに基づき、各研究会は相互の交流を図り、次の研究会別プロジェクトについて調査研究を進めることとする。

研究会別プロジェクトは次のとおりである。

第I (経済分析) 研究会

主査 江見康一 (専門委員・一橋大学助教授)

幹事 地主重美 (研究第2部長)

広く社会計画への経済学的アプローチを行なうことを目標に、前年度は「負の所得税」に関する諸業績の整理と資料の検討、社会資本を含む生産関数の推計等の予備的作業を試みたが、本年度においては、さらにこれを展開し、一層の深化と体系化を図る。

(1) 所得保障の費用と効果に関する理論的実証的研究一とくに「負の所得税」の導入をめぐって一

(2) 公共財的観点からみた生活関連社会資本の投資基準とその整備に関する研究

第II (統計調査) 研究会

主査 小沼 正 (研究第1部長)

幹事 會原利満 (研究員)

社会保障に関する統計的・実証的研究を行なうのであるが、各種基礎統計を再編成し、あわせて実態調査による家計構造面よりの接近をはかる。

(1) 社会保障水準指標の作成

(2) 家計構造に関する統計的研究一とくに高齢者世帯について一

第III (社会分析) 研究会

主査 福武 直 (参与・東京大学教授)

幹事 三浦文夫 (研究第3部長)

社会保障の政策、制度、機能、効果等に関して社会学的観点から理論的実証的研究を行ない、あわせて社会計画策定の基礎的研究を行なう。

(1) 社会福祉計画の国際比較

(2) 生活構造の視点からみた「多問題家族」の研究

第IV (経済、社会合同) 研究会

主査 武藤光朗 (専門委員・早稲田大学講師)

幹事 渡辺益男・都村敦子 (研究員)

経済学と社会学とのインテグレーション的な領域を研究する目的で、すでに発展の問題および福祉の問題をとりあげてきた。最近アメリカやイギリスでこの面の新しい展開が見られるので、本年度はそういう文献を中心に自由討議を行なう。

第V (制度) 研究会

主査 中村正美 (専門委員・慶応義塾大学教授)

幹事 保坂哲哉 (主任研究員)

各国社会保障制度の国際比較研究により社会保障の国際動向と各国制度の特質を明らかにする。従来実施してきた主要先進

○ 昭和46年度収支予算

支 区	出		収		入 予 算 額
	分	予 算 額	区	分	
研究所	運営費	85,068,000	政府	補助金	85,068,000
管理	事務費	67,581,000	政府	補助金	85,068,000
	(人件費)	48,520,000			
	非常勤給与	3,338,000			
	職員給与	45,182,000			
	(管理事務費)	17,193,000			
	所費	13,698,000			
	交際費	186,000			
	厚生費	2,823,000			
	退職手当引当金	480,000			
	(予備費)	1,868,000			
	予備費	1,868,000			
研究	事業費	17,437,000			
	(研究事業費)	17,437,000			
	諸謝金	2,883,000			
	調査旅費	1,279,000			
	図書購入費	2,697,000			
	研究費	7,591,000			
	季刊誌刊行費	2,240,000			
	海外社会保障情報刊行費	797,000			
計		85,068,000	計		85,068,000

諸国の制度の歴史的な研究については、主として個人研究の形で継続する。

- (1) 社会保障財政とその社会的、経済的意義に関する研究
- (2) 社会保障関係諸制度の長期発展過程に関する統計的研究

第Ⅱ(政策)研究会

主査 小山隆男(専門委員・横浜市立大学教授)
幹事 平石長久(主任研究員)

社会保障に関連を有する各分野のトピックスを取上げて討論を行なう。また昨年度に引続き、政策判断の根拠について、効果および財源の検討とくに配慮し、社会計画に役立つ資料の整備を行なう。

Ⅱ 社会保障に関する情報および資料の収集

- (1) 国内および海外における社会保障に関する文献、図書および資料等の収集
- (2) 海外における図書、資料の紹介および情報の交換
国内等を中心とする海外の図書、資料の翻訳、紹介を行なうほか、ISSA関係の資料活動を引き続き実施する

Ⅲ 調査研究等の成果の普及

- (1) 季刊「社会保障研究」の発行
- (2) 「海外社会保障情報」の発行
- (3) 研究叢書、翻訳書、所報等の発行
- (4) 基礎講座、シンポジウム等の開催
- (5) その他成果の普及に必要な事業

〔総説〕

当研究所はこれまで6つの研究会を設け、それぞれ研究会毎に年次プロジェクトを作成し、社会保障ならびに周辺の諸問題の研究を進めてきた。本年度もその方針を踏襲するが、プロジェクトの内容については後述するところをみられたい。なお、本年度は研究会ベースの共同研究と研究員ベースの個人研究とを明瞭に分けることにした。

これら研究プロジェクトの実施にあたって、われわれは予め幾つかの基調テーマなるものを定め、このことは昭和44年度以降の研究プロジェクトに採用してきたのである。(注—これまでは共通テーマという言葉を用いたので、研究会ベースの共同研究と混同されやすかったし、また国際交流というような研究態度も含めて共通テーマと呼んだために、意図するところがやや曖昧をまぬがれなかった。本年度は改めて基調テーマまといいう言葉を用いることとし、またその内容も少しく補充をしておきたい。)

基調テーマというものは、必ずしもこれを直接の研究対象として報告をまとめるものとはかぎらず、その意味で共同研究や個人研究とは異なる。むしろ、共同研究や個人研究を遂行するに当り、各自が直接間接にこれを念頭において研究を進めていくことを期待するのがわれわれのいう基調テーマである。適当な機会に、これらのテーマを対象に共同作業を企てることもあるが、さし当っては各自の研究があまりバラバラにならないよう、方向づけを考へることが主眼なのである。しかも基調テーマとしていかなるものを選ぶかは、前年度までの研究所内の諸業績をふりかえり、また広く経済社会の発展や世論の動きを勘案して毎年毎年前進させていくべきものと考えられる。この意味で本

年度は改めて次の3つの基調テーマをかかげることとしたのである。

第1の基調テーマは「社会計画の立場から社会保障の問題を把握する」ことであり、すでにこれまで主として第1(経済分析)研究会および第III(社会分析)研究会がとり組んできたものである。これについては、たとえばPPBS方式の検討とか地域社会開発計画のケース・スタディーとか、いずれかという基礎研究が行なわれてきたし、今後も恐らくその方向で進むことになろう。またまっただな社会保障計画の立案作成も考えないわけではないが、当研究所としてはむしろそういう立案作成における計画数字の根拠とが予測の吟味とかに重点をおき、基礎固めを目指すべきであると思われれる。本年度も幾つかのプロジェクトを通じてこのような基礎研究が行なわれることが期待される。

第2の基調テーマは「社会保障水準指標を統計的に作成する」ことであり、これまで主として第II(統計調査)研究会がとり組もうとしてきたテーマである。ここで社会保障水準指標とは、単に国民所得に対する社会保障給付費の比率というような従来慣用のものと異って、現実の給付がどれだけ社会的ニードを充たしているかを測定しようとするものである。この問題もなかなか複雑していて多くの基礎研究を積み重ねていかなければならないのであるが、差し当っての第1歩として、われわれは社会保障各部門の給付について年令別・所得別にまで降りた統計を整備することが必要だと考へるにいたっている。この研究については、直接それを対象とする業績をまとめることが期待されてよいと思うが、第II研究会は別に実態調査のプロジェクトをもっていたため、これまで思うように研究の進展がなかったわけであり、恐らく本年度はかなりの前進がみ

られると思う。

第3の基調テーマは、本年度新しく加えられるものであり「社会保障と私的保障との関係を究明する」ことである。それは生活不安に対してどの程度個人なり民間なりの責任で保障が行なわれるか、どの程度社会化が進むか、これらの変化を規定する条件は何かというような問題の究明を指すのである。恐らくこの問題は、医療、年金、社会福祉など各部門でもとりあげられるし、また社会保障制度の国際比較や歴史考察においても直面するものであるから、6つの研究会のすべてに通じて関心がよせられるものと期待される。この基調テーマを念頭におきながら、各自がそれぞれ研究プロジェクトを遂行していけば恐らく2年ぐらゐの間にこのテーマを直接対象とする共同研究が成熟するものと、われわれは考えている。

研究会別プロジェクト

第I (経済分析) 研究会

広く社会計画への経済学的アプローチを行なうことを目標に、前年度は、「負の所得税」に関する諸業績の整理と資料の検査、社会資本を含む生産関数の推計等の予備的作業を試みたが、本年度はさらにこれを展開し、一層の深化と体系化を図る。

(1) 所得保障の費用と効果に関する理論的実証的研究

一とくに「負の所得税」の導入をめぐって

わが国の所得保障は、制度の分立と制度間格差のために公平性を阻害して福祉効果を弱めているだけではなく、とくに低所得階層において公平性と効率性の両面で大きな問題をかかえている。本研究は、まず、「負の所得税」の構想をマクロ、ミクロの両側面から理論的に検討して所得保障体系のなかに位置づけ、公平性、安定性、効率性の見地

から効果の判定基準を設定する。また、わが国の資料に基づき実証研究を行ない、その費用と効果について現行制度との比較検討を試みる。

(2) 公共財的視点からみた生活関連社会資本の投資基準とその整備に関する研究

社会資本、とりわけ生活関連社会資本の立ちおくれは、先進諸国に共通の病いであるといわれている。この原因は政策的要因のほかに、生活関連社会資本の経済的性格にあると思われる。つまり生活関連社会資本が公共財ないしは公共財に近い性格をもち、市場での価格づけを困難にしているという点である。本研究では、公共財に関する最近の理論業績を導入し、公共財を含むマクロ経済モデルを構築して生活関連社会資本の理論的位置づけを行ない、ついで利用可能なわが国の資料を用いてその投資基準を設定する。また社会資本に関する国際比較のため資料の整備と方法の検討を併せ行なう。

第II (統計調査) 研究会

社会保障水準に関する統計的・実証的研究を行なうのであるが、各種基礎統計を再編成し、あわせて実態調査による家計構造面よりの接近をはかる。

(1) 社会保障水準指標の作成

社会保障水準を測定するための指標体系を統計的・実証的に確立し、わが国社会保障の充足状況を把握する。いわば社会保障の効果測定に資するための基礎資料の作成である。

差当っては、年金、医療および公的扶助など各社会保障部門に存在する基本的な諸統計を集めて、高齢者、母子および児童などの対象別に分類する資料再編成作業を行なわ

なければならぬ。

この再編成を進めるには、先ず手順として、社会保障費の再編成を年齢階級別および所得階級別などに分けてみる必要があるが、さきに医療については、医療費の年齢階級別分布の推定に着手した。この作業を進めていくと同時に他の部門にも同様の作業をひろげる。

(2) 家計構造に関する統計的研究

一とくに高齢者世帯について一

年来児童養育費の研究を実施し、その概況報告書として昨年『家族周期と児童養育費』の刊行をみた。この研究は地域別にまた社会階級別に、典型的な周期段階の世帯を抽出し、いわゆる横断的測定方法によって、戦後生活構造の動態と児童養育費との関係を明らかにしようとしたものであった。

昨年度はあわせて高齢者世帯生計費の研究を取上げた。児童養育費調査と同様な調査方法を駆使して家計構造を中心とする「高齢者生活実態調査」を、地方小都市である掛川市において8・9月に実施した。本年度はこれの調査結果について、世帯構造、家計構造、栄養の各観点からその解析を進めていく。

第Ⅲ(社会分析)研究会

社会保障の政策、制度、機能、効果等に関して社会学的观点から理論的実証的研究を行ない、あわせて社会計画策定の基礎的研究を行なう。

(1) 社会福祉計画の国際比較

社会福祉計画策定の基礎的作業として、社会福祉のニーズの把握と、地域社会開発計画についてのケース・スタディを行ってきたが、新たに社会福祉計画の国際的動向を把

え、社会福祉計画策定の基礎資料としていく。このため本年度は世界各国の社会福祉に関する公的制度の枠組と実態を系統的に明らかにすることに主眼をおき、とくに主要先進諸国の社会福祉制度に関する文献、統計を蒐集、分析する。

(2) 生活構造の視点からみた「多問題家族」の研究

社会福祉の分野において、複雑な問題をもちながらも、既存の個別的施策、サービス等によっては容易に問題の解決が行なわれない家族を一般に「多問題家族」と称したりしている。わが国においても、この種のケースは少なくないといわれているにもかかわらず、この面に関する研究、対策はいちじるしく立ちおくれしている。今まで本研究会では生活構造論についての検討と、その作業枠組の設定を試みてきたが、この研究の上立って「多問題家族」を生活構造の視点から検討し、その対策を明らかにする。とくに本年度は「多問題家族」の実態を把握するために、大都市地域における事例を蒐集し、その生活構造の特質を明らかにする。

第Ⅳ(経済・社会合同)研究会

経済学と社会学とのインターディシプリナリーな領域を研究する目的で、すでに発展の問題および福祉の問題をとりあげてきた。最近アメリカやイギリスでこの面の新しい展開が見られるので、本年度はそういう文献を中心に自由討議を行なう。

第Ⅴ(制度)研究会

各国社会保障制度の国際比較研究により社会保障の国際動向と各国制度の特質を明らかにする。従来実施してきた主要先進諸国の制度の歴史的的研究については主として個人研究の形で継続する。

- (1) 社会保障財政とその社会的・経済的意義に関する研究
西欧諸国では、社会保障財政規模の拡大とともに、社会保障の長期計画を作成する傾向が目立っている。その際社会保障計画を経済計画の一環として作成することにより、適度の経済成長と社会保障給付の改善、増大する社会保障費の財源調達とを同時達成し、また財源負担配分に当っても国民経済の成長、社会緊張の緩和、社会連帯の強化に対して積極的な効果をもたらすよう、社会保障制度、とくにその財政を計画的・合理的に編成、運営する方法が探求されている。この研究では、前年度における研究を背景におきつつ、西欧諸国における社会保障財政制度の特質、財政動向を明らかにして、各国における種々の計画的アプローチの有効性を比較検討することを目指す。本年度においては本テーマに関する主要既存研究の調査と、実証分析に必要な基礎資料の蒐集を重点に進める。

- (2) 社会保障関係諸制度の長期発展過程に関する統計的研究
わが国の社会保障関係諸制度に関する統計資料は、戦後の分についてはかなり整備されているが、戦前については主要部門についての断片的な資料があるに過ぎない。この研究は、明治初年以降戦前または終戦時までの統計系列を体系的に整備し、社会保障関係諸制度の長期発展過程に関する実証研究の基礎とすることを旨とする。

前年度においては、中央、地方財政に関する原資料の調査と、統計系列の作成方法の検討を行なったが、本年度においては、これらの作業をさらに進めるほか、主要制度について非貨幣的統計資料の調査と検討にも着手する。

第Ⅶ (政策) 研究会

社会保障に関連を有する各分野のトピックスを取上げて、討

論を行なう。また、昨年度に引き続き、政策判断の根拠について、効果および財源の検討にとくに配慮し、社会計画に役立つ資料の整備を行なう。

季刊 社会保障研究

この機関誌は、狭く社会保障に限らず、社会開発とか福祉国家とかに関する論文もとりあげ、執筆も研究員のほかに広く学界その他の参加を求めて、やや水準の高い学術雑誌であることを期待し、特集号を含めて年5回発行している。

海外社会保障情報

この情報は、海外における社会保障制度の動向および学術的な調査研究を迅速かつ的確に収録し、年4回刊行している。

翻訳シリーズ

調査研究等の成果の普及の一環として関係文献の翻訳を行なっている。既刊は次のとおりである。

- 1 ILO編『世界各国における社会保障の費用(1958~1960)』
- 2 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度(1964)』
- 3 R. M. テイトマス著『福祉国家の理想と現実』(谷訳)
- 4 M. S. コードン著『社会保障の経済分析』(地主・向井訳)
- 5 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度(1967)』
- 6 ILO編『世界各国における社会保障の費用(1961~1963)』
- 7 ベヴアリッジ報告一『社会保障および関連サービス』(山田他訳)
- 8 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度(1969)』(平石、保坂、山崎訳)

研究シリーズ

- 9 R. M. テイトマス著『社会保障と社会福祉』(三浦他訳)
- 研究員および専門委員等の調査研究の成果を双書にし、広く発表している。既刊は次のとおりである。
- 1 『社会保障研究序説』(山田著)
- 2 『インド社会保険の史的考察』(平石著)
- 3 『家族周期と児童養育費』一児童養育費調査報告(中鉢編)
- 4 『家族周期と家計構造』(中鉢編)

所内研究資料

- 未定稿の中間報告、議事録および文献解説などを取り扱う。既刊は次のとおりである。
- No. 6501 文献解説「社会計画の方法論に関する基礎問題」
 - No. 6502 議事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その一)」
 - No. 6503 議事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その二)」
 - No. 6504 中間報告「国民所得における社会保障費の統計的研究」
 - No. 6505 文献解説「社会指標と経済指標の相関」
 - No. 6506 議事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その三)」
 - No. 6601 個人研究中間報告「日本における地域別統計による経済的要因と社会的要因との相関について」
 - No. 6602 文献解説「経済発展における所得の地域

格差」

- No. 6603 議事録「児童手当制度について、経済生活面における社会保障」
- No. 6604 文献解説「生活水準指数」
- No. 6605 議事録「社会保障の体系化」
- No. 6606 翻訳「ドイツ連邦共和国内の社会保障—社会実態調査—」
- No. 6701 中間報告「年金積立金運用の原理と運用方法」
- No. 6702 中間報告「わが国の生活水準指数—国連方式による試算 大正14年～昭和40年—」
- No. 6703 個人報告「山田渡吹報告」
- No. 6704 中間報告「近郊都市の老人をめぐる社会的関係網」
- No. 6705 議事録「医療保険と医療保障—改革草案の内容について—」
- No. 6801 「日本の社会保障」
- No. 6802 中間報告「アメリカの社会保障」
- No. 6803 中間報告「アメリカにおける老人対策の展開(1959～1963)—アメリカ上院老人問題特別委員会報告を中心に—」
- No. 6804 「新聞論調よりみたら社会保障の展開とマス・コミの機能」
- No. 6805 「高齢者就労の実態と問題点」
- No. 6806 翻訳「国民老齢退職年金と社会保険」
- No. 6901 中間報告「社会資本の経済分析」
- No. 6902 中間報告「医療サービスの経済分析」
- No. 6903 中間報告「医療保障と所得再分配—実証

と分析—」

- No. 6904 「貧困測定のための基礎資料」
 - No. 6905 「高齢者世帯における生計費に関する研究資料」
 - No. 7001 文献解説「ラッセル・サージ、フアウンデーショナル 社会変化の諸指標」
 - No. 7002 中間報告「年金給付水準の国際比較」
 - No. 7003 「社会福祉, 社会保障関係目録(論文の部)—社会福祉を中心に(1960～1970)—」
- 1 「戦後の社会保障(本論)」
 - 2 「戦後の社会保障(資料)」
- 1 図書目録(1966年, 1968年)
 - 2 *Social Security in Japan* (1967)

単行本

その他

昭和45年度事業日誌

昭和45. 4. 6	ECAF社会福祉課長 Mr. Kamayana氏来所, 山田所長, 保坂主任研究員と懇談	生13名来所, 新経済社会発展計画について経済企画庁担当官および山田所長より説明
4. 9	第2研究会(第1回) 報告内容「生活指標調査の語例について」報告者: 厚生省統計調査部調査官 前田正久	オハイオ大学R. シュナイダーマン教授ほか13名来所, 日本の公的社会的事業について三浦研究第3部長および保坂主任研究員より説明
4.13	ISSA文献委員会(第20回)	第6研究会(第2回) 報告内容「労災法改正点とその考え方」報告者: 労働省労災管理課補佐 増田雅一
4.14	第6研究会(第1回) 報告内容「西独における社会保障の現状」報告者: 厚生省連絡参事官 綱島衛	第4研究会(第2回) 報告内容「社会保障と政治的意志決定過程について」報告者: 専門委員 武藤光朗
4.16	第3研究会(第1回) 報告内容「都民の生活構造に関する調査報告」報告者: 専門委員 青井和夫	第57回定例役員会「昭和44年度決算状況, 事業実施情况, その他」
4.16	第4研究会(第1回) 報告内容「流動する経済体制」コメント: 研究員 渡辺益男, 花島政三郎	第3回公開研究会盛談会 テーマ「新経済社会発展計画」レポート: 経済企画庁 宮崎勇・持永和見, コメント: 一橋大学 塩野谷裕一, 研究第2部長 地主重美
4.21	第5研究会(第1回) 報告内容「英・米公的扶助にみられる教員から保障への歩み」報告者: 研究第1部長 小沼正	第3研究会(第3回) 報告内容「最近のアメリカ社会福祉の動向」報告者: オハイオ大学教授R. シュナイダーマン
4.23	第1研究会(第1回) 報告内容「医療需給の地域構造」報告者: 専門委員 江見康一	海外社会保障情報編集委員会
4.23	第56回定例役員会「昭和45年度事業執行について, その他」	第5研究会(第3回) 報告内容「社会保障の反省期と計画的アプローチの問題点」報告者: 主任研究員 保坂哲哉
5.12	第2研究会(第2回) 報告内容「家族周期と住宅利用」報告者: 専門委員 森岡清美	第6研究会(第3回) 報告内容「失業保険の現状と問題点」報告者: 労働省失業保険課補佐 江田茂
5.14	第1研究会(第2回) 報告内容「医療経済のマクロ計量モデル」報告者: 専門委員 江見康一, 電力中央研究所 内田光穂	第4研究会(第3回) 報告内容「社会保障制度の合理化について」報告者: 所長 山田雄三
5.14	第5研究会(第2回) 報告内容「イタリヤ社会保障計画の意義と問題点」報告者: 健康保険組合連合会 上村政彦	第1研究会(第3回) 報告内容「労働の質に関する分析—社会サービス論への背景—」報告者: 専門
5.18	オハイオ大学R. シュナイダーマン教授ほか大学院	

45. 6. 25	委員 小野旭 第58回定例役員会「昭和45年度予算要求, 事業の 施状況, その他」	45. 9. 17	る二, 三の問題」報告者: 研究員 花島政三郎 第6研究会 (第5回) 報告内容「最近の社会保障 の動向」報告者: 専門委員 小山路男
6. 30	第2研究会 (第3回) 報告内容「高齢者生活実態 (掛川市) 調査に関する調査方法論」報告者: 専門 委員 森岡清美, 研究第1部長 小沼正	9. 17	海外社会保障情報編集委員会
7. 9	第5研究会 (第4回) 報告内容「ドイツ資本主義 と社会保障の発展」報告者: 健康保険組合連合会 石本忠義	9. 24	第1研究会 (第5回) 報告内容「医師移動のメカ ニズム」報告者: 国立公衆衛生院 西 三郎
7. 14	第3研究会 (第4回) 報告内容「老人福祉におけ るコミュニケーション・ケア」報告者: 研究第3部長 三浦文夫	9. 30	第2研究会 (第5回) 報告内容「年齢別および収 入別に見た児童養育費」報告者: 研究員 會原利満
7. 16	I S S A 文献委員会 (第21回)	10. 13	第60回定例役員会「社会保障研究所基礎講座の実施, 社会保障研究奨励賞, その他について」
7. 21	第4研究会 (第4回) 報告内容「社会福祉におけ る政策と実践」報告者: 研究第3部長 三浦文夫	10. 13	第3研究会 (第6回) 報告内容「生活構造論の一 考察」報告者: 東京大学助教授 園田恭一
7. 23	第6研究会 (第4回) 報告内容「厚生行政における 当面の諸問題」報告者: 厚生省企画室長 江間時彦	10. 15	第4研究会 (第6回) 報告内容「福祉指標をめぐ って」報告者: 研究第2部長 地主重美
7. 23	第59回定例役員会「事業の実施状況, その他につ て」	10. 15	第6研究会 (第6回) 報告内容「70年代社会研究 会の報告書について」報告者: 所長 山田雄三
7. 30	第2研究会 (第4回) 報告内容「就業形態, 家計費 目など各視点からみた家計の分析」報告者: 厚生省 統計調査官 前田正久, 学習院大学講師 橋本和子 大妻女子大学講師 松村祥子	10. 19	I S S A 文献委員会
7. 30	第1研究会 (第4回) 報告内容「逆所得税研究に 関する最近の動向」報告者: 国立国会図書館 中桐宏文 サン・ホセ州立大学教授 揚午晴氏来所, 河角常務 と懇談	10. 22	第6回社会保障研究所基礎講座—地域開発と社会保 障セミナー—開催 (10.19~22)
8. 9	第4研究会 (第5回) 報告内容「地域福祉にお ける	10. 22	第61回役員会「研究プロジェクト, 基礎講座等事業 の実施およびシンポジウムの開催計画, その他」
9. 17		10. 27	第2研究会 (第6回) 報告内容「家族周期にお ける住居水準と住居費について」報告者: 研究員 大 本圭野, 報告内容「収入別にみた教育費」報告者: 成徳短期大学講師 広瀬雅子
		10. 29	第1研究会 (第6回) 報告内容「スライド制年金 モデルの構想」報告者: 経済企画庁経済研究所主任 研究官 市川洋

45.10.29	第5研究会(第6回) 報告内容「イギリスの社会保障改革の動向」報告者: 研究員 山崎泰彦	12.22	研究第1部長 小沼正
11.12	第5研究会(第7回) 報告内容「各国の失業保険制度」報告者: 主任研究員 平石長久	昭和46. 1.18	第3研究会(第7回) 報告内容「内容過疎地域における社会福祉行政」報告者: 研究員 花島政三郎 専門委員会 「昭和46年度研究プロジェクトについて」
11.17	第6研究会(第7回) 報告内容「昭和45年厚生白書をめぐって」報告者: 厚生省企画室長 江間時彦	1.19	第5研究会(第9回) 報告内容「主要国の医療・公衆衛生制度」報告者: 国立公衆衛生院 前田信雄
11.24	第4研究会(第7回) 報告内容「都市規模と住宅問題」報告者: 研究員 大本圭野	1.19	第4研究会(第9回) 報告内容「社会福祉理論における認識と方法の問題」報告者: 研究員 渡辺益男
11.26	第1研究会(第7回) 報告内容「英・独における医療費上昇と薬剤」報告者: 専門委員 江見康一	1.21	第1研究会(第8回) 報告内容「社会資本はなぜ不足するか」報告者: 研究第2部長 地主重美
11.26	第62回役員会「研究プロジェクト, 事業の実施状況, その他」	1.21	第6研究会(第9回) 報告内容「児童手当について」報告者: 健康保険組合連合会 上村政彦
12. 1	第2研究会(第7回) 報告内容「家計が負担する教育費の変動一神戸市の実態および文部省調査(全国)との比較」報告者: お茶の水女子大学助教授 伊藤秋子, 同大学助手 佐々木淑恵, 馬場紀子	1.28	第64回定例役員会 「昭和46年度予算について, 昭和46年度研究プロジェクトについて, その他」
12. 7	第8回顧問会・第63回役員会「46年度研究プロジェクト, 46年度予算, 事業の実施状況, その他」	2. 2	第2研究会(第9回) 報告内容「児童養育費(川崎)の追跡調査結果」報告者: 専門委員 中鉢正美
12.15	第5研究会(第8回) 報告内容「各国社会保障費の長期トレンド」報告者: 慶応義塾大学助教授 藤沢益夫	2. 2	第3研究会(第8回) 報告内容「生活構造とコミュニティ」報告者: 東洋大学助教授 奥田道大
12.15	第4研究会(第8回) 報告内容「資源配分方法の効率一計画システムと市場システム」報告者: 研究員 都村敦子	2.18	第2研究会(第10回) 報告内容「OECDにおける社会指標の作業について」報告者: 経済企画庁参事官 宮崎勇
12.17	第6研究会(第8回) 報告内容「厚生行政の長期構想について」報告者: 専門委員 小山路男	2.18	第5研究会(第10回) 報告内容「EECにおける社会保障財政の研究」報告者: 主任研究員 保坂哲哉
12.17	海外社会保障情報編集委員会(第9回)	2.23	第4研究会(第10回) 報告内容「福祉国家における人間の問題」報告者: 専門委員 武藤光朝
12.22	第2研究会(第8回) 報告内容「家計費世帯員配分について一川崎2人児世帯による試算」報告者:	2.25	第1研究会(第9回) 報告内容「政府支出の再分類について」報告者: 研究員 城戸善子

46. 2. 25 第6研究会(第10回) 報告内容「最近の法改正(年金、医療)について」報告者: 専門委員 小山隆
2. 25 第65回定例役員会 「事業実施状況について、その他」
3. 16 第3研究会(第9回) 報告内容「生活構造について」報告者: 東京女子大学助教授 副田義也
3. 16 第4研究会(第11回) 報告内容「公的扶助における権利をめぐって」報告者: 研究第1部長 小沼正
3. 18 第5研究会(第11回) 報告内容「社会保障財政の国際比較」報告者: 慶応大学助教授 藤沢益夫
3. 18 第6研究会(第11回) 報告内容「児童手当制度について」報告者: 厚生省児童家庭局児童手当準備室長 高橋三男
3. 25 第66回定例役員会「昭和46年度事業計画について、その他」

社会保険研究所法

昭和39年7月7日法律第156号
改正昭和45年6月1日法律第111号

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 社会保障研究所は、社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行ない、及びその成果を普及し、もって国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(法人格)

第 2 条 社会保障研究所（以下「研究所」という。）は、法人とする。
(事務所)

第 3 条 研究所の事務所は、東京都に置く。

(定 款)

第 4 条 研究所は、定款をもって次の事項を規定しなければならない。

- 一 目 的
- 二 名 称
- 三 事務所所在地
- 四 役員に関する事項
- 五 業務及びその執行に関する事項
- 六 資産に関する事項
- 七 会計に関する事項
- 八 定款の変更に関する事項

2 定款の変更（厚生省令で定める事項に係るものを除く。）は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 研究所は、前項の厚生省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

(登 記)

第 5 条 研究所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

目 次

第 1 章	総 則	(第 1 条—第 7 条)
第 2 章	役 員	等 (第 8 条—第 16 条)
第 3 章	業 務	(第 17 条—第 18 条)
第 4 章	財務及び会計	(第 19 条—第 26 条)
第 5 章	監 督	(第 27 条—第 28 条)
第 6 章	雑 則	(第 29 条—第 30 条)
第 7 章	罰 則	(第 31 条—第 35 条)
附		

(名称の使用制限)

第6条 研究所でない者は、社会保障研究所という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第7条 民法（明治29年法律第89号）第44条（法人の不法行為能力）及び第50条（法人の住所）の規定は、研究所に準用する。

第2章 役員等

(役員)

第8条 研究所に、役員として、所長1人、理事2人及び監事1人を置く。

(役員の職務及び権限)

第9条 所長は研究所を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、所長を補佐して研究所の業務を掌理し、所長に事故があるときはその職務を代理し、所長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、研究所の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、所長又は厚生大臣に意見を提出することができる。

(役員の内命)

第10条 所長及び監事は、厚生大臣が任命する。

2 理事は、厚生大臣の認可を受けて、所長が任命する。

(役員の内命)

第11条 所長及び理事の内命は、4年とし、監事の内命は、2年とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の内命)

第12条 次の各号の一に該当する者は、役員となることできない。

一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団

体の長

二 政府又は地方公共団体の職員（教育公務員で政令で定めらるる者及び非常勤の者を除く。）

(役員の内命)

第13条 厚生大臣又は所長は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 厚生大臣又は所長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 所長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(役員の内命)

第14条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の内命)

第15条 研究所と所長との利益が相反する事項については、所長は、代表権を有しないこと。この場合には、監事が研究所を代表する。

(役員の内命)

第16条 研究所の職員は、所長が任命する。

第3章 業務

(業務)

第17条 研究所は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行なうこと。

二 社会保障に関する情報および資料を収集すること。

三 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

四 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務。

2 研究所は、前項第四号に掲げる業務を行なおうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

第18条 研究所は、委託に基づいて前条第1項各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

第4章 財務及び会計

(事業年度)

第19条 研究所の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算等の認可)

第20条 研究所は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第21条 研究所は、毎事業年度、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後2月以内に厚生大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 研究所は、前項の規定により財務諸表を厚生大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第22条 研究所は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額

は、積立金として整理しなければならない。

2 研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第23条 研究所は、厚生大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができ。

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第24条 研究所は、業務上の余裕金については、銀行への預金又は郵便貯金にするほか、これを他に運用してはならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第25条 研究所は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、厚生大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(厚生省令への委任)

第26条 この法律に規定するもののほか、研究所の財務及び会計に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

第5章 監督

(監督)

第27条 研究所は、厚生大臣が監督する。

2 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ

(報告及び検査)

第28条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるとき

は、研究所に対して報告を求め、又はその職員に研究所の事務所に立ち入り帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第6章 雑 則

(解散)

第29条 研究所の解散については、別に法律で定める。

(協議)

第30条 厚生大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第4条2項、第17条第2項、第20条又は第23条第1項の規定による認可をしようとするとき。

二 第21条第1項又は第25条の規定による承認をしようとするとき。

三 第26条の厚生省令を定めようとするとき。

2 厚生大臣は、第20条の認可をしようとする場合において、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の意見を聞くものとする。

第7章 罰 則

(罰 則)

第31条 研究所の役員又は職員が、その職務に関して、わいろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、3年以下の懲役に処する。よって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、5年以下の懲役に処する。

2 研究所の役員又は職員であった者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったことに関し、わ

いろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、3年以下の懲役に処する。

犯人の收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第32条 前条第1項又は第2項に規定する者に対してわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第33条 第23条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、3万円以下の罰金に処する。

第34条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、3万円以下の過料に処する。

一 この法律により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

一の二 第4条第3項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第5条第1項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

三 第17条第1項に規定する業務以外の業務を行なったとき。

四 第24条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第27条第2項の規定による厚生大臣の命令に違反したとき。

第35条 第6条の規定に違反して社会保険研究所という名称を用いた者は、1万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(研究所の設立)

- 第2条 厚生大臣は、研究所の所長又は監事となるべき者を指名する。
- 2 前項の規定により指名された所長又は監事となるべき者は、研究所の成立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ所長又は監事に任命されたものとする。
- 第3条 厚生大臣は、設立委員を命じて、研究所の設立に関する事務を処理させる。
- 2 設立委員は、定款を作成して、厚生大臣の認可を受けなければならぬ。
- 3 厚生大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。
- 4 設立委員は、第2項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を前条第1項の規定により指名された所長となるべき者に引き継がなければならない。
- 第4条 附則第2条第1項の規定により指名された所長となるべき者は、前条第4項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。
- 第5条 研究所は、設立の登記をすることによって成立する。
(経過規定)
- 第6条 この法律の施行の際、現に社会保障研究所という名称を使用している者は、この法律施行後6月以内にその名称を変更しなければならない。
- 2 第6条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。
- 第7条 研究所の最初の事業年度は、第19条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和40年3月31日に終るものとする。
- 第8条 研究所の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第20条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「研究所の成立後遅滞

なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第9条 登録税法(明治29年法律第27号)の一部を次のように改正する。
第19条第7号中「国民生活研究所」の下に「社会保障研究所」を、「国民生活研究所法」の下に「社会保障研究所法」を加える。

(所得税法の一部改正)

第10条 所得税法(昭和22年法律第27号)の一部を次のように改正する。
第3条第1項第10号中「国民生活研究所」の下に「社会保障研究所」を加える。

(法人税法の一部改正)

第11条 法人税法(昭和22年法律第28号)の一部を次のように改正する。
第5条第1項第6号中「国民生活研究所」の下に、「社会保障研究所」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

第12条 厚生省設置法(昭和21年法律第151号)の一部を次のように改正する。

第5条第13号の次に次の一号を加える。

13の2 社会保障研究所を監督すること。

第8条第1項第12号の次に次の一号を加える。

12の2 社会保障研究所に関すること。

(地方税法の一部改正)

第13条 地方税法(昭和25年法律第226号)の一部を次のように改正する。
第72条の第5項第6号中「国民生活研究所」の下に「社会保障研究所」を加える。

附則(昭和45年6月1日法律第111号)

1 この法律は、公布の日から施行する。

★ 役員・顧問・参与・職員名簿

<昭和46年7月1日現在>

★ 役員

所長	山田雄三
理事	河角泰助
理事 (非常勤)	塩野谷九十九
監事 (非常勤)	寺尾琢磨

名古屋大学名誉教授
慶応義塾大学名誉教授

★ 顧問・参与

(順不同)

顧問	大内兵衛	東京大学名誉教授
顧問	東畑精一	アジア研究所会長
顧問	長沼弘毅	国際ラジオ・テレビセンタ―会長
顧問	今井一男	共済組合連盟会長
参与	馬場啓之助	一橋大学教授
参与	福武直	東京大学教授

★ 研究所員

(常勤職員)

研究部

研究第1部長

研究第2部長

研究第3部長

主任研究員

研究員

研究員

研究員

研究員

研究員

研究員

研究員

研究員

研究員

研究員

研究員

研究員

研究員

研究員

研究員

研究員

研究員

研究員

研究員

研究員

研究員

研究員

研究員

研究員

研究員

研究員

正 美 夫 哉 久 男 満 子 之 子 野 彦 士 晋 茂 之 雄 勲 進 子 代
 重 文 哲 長 益 利 教 啓 喜 圭 泰 紘 みどり 広 裕 英 昭 郷 美 智
 沼 主 浦 坂 石 辺 原 村 川 戸 本 崎 橋 水 崎 原 野 木 井 島 井 桑
 小 地 三 保 平 渡 會 都 長 谷 城 大 山 高 清 山 萩 小 唐 村 鹿 石 高

(非常勤職員)

専門委員

武 中 大 橋 小 高 安 青 森 江 松 小
 藤 鉢 熊 本 山 橋 川 井 岡 見 原 野
 光 正 一 正 路 正 和 清 康 治
 朗 美 郎 己 男 武 彬 夫 美 一 郎 旭

早稲田大学講師
 慶応義塾大学教授
 慶応義塾大学教授
 国立公衆衛生院衛生行政学部長
 横浜市立大学教授
 ILO東京支局次長
 慶応義塾大学教授
 東京大学教授
 東京教育大学助教授
 一橋大学助教授
 東京大学助教授
 成蹊大学助教授